

令和3年12月27日招集

令和3年 第12回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和3年第12回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和3年第12回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和3年12月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河 江一浩	7番 庄子 裕 絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	16番 小野 博
17番 岡田 和敏	18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第18号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第19号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第70号 非農地証明願いに係る証明について
- 第 7 議第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第72号 事業計画変更承認申請について
- 第 9 議第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第74号 農用地利用集積計画について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告
- 第14 議第75号 東根市農業委員会 運営委員会及び専門委員会委員の選任について

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 岡 田 正 樹 農政主査兼係長 杉 村 兼 吾
農地係長 松 岡 義 朗 主任 三 坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第12回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。遅刻の届出
ありました委員、まだ見えていない委員は、おりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

6番 寒河江一浩委員、7番 庄子裕絵委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項
第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第11回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料の
とおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第18号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第
74号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年第12回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明
いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第18号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法

第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号9番、申請者住所氏名：東根市本丸西三丁目●●●●、●●●●●。

転用しようとする土地の表示、土地の所在：本丸西三丁目●●●●●。地目：畑、面積：394 m²の内 73.48 m²。土地の所有者：●●●●●。転用の理由：農作業小屋を設置する。所要面積：農作業小屋 33.67 m²、通路他 39.81 m²。

以下、受付番号10番の申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、7件であります。

報第19号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号60番、土地の所在：大字若木字若木●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地積：1,556 m²。

賃貸人住所氏名：東根市神町東二丁目●●●●●、●●●●●。

賃借人住所氏名：東根市板垣中通り●●●●●、●●●●●。解約後の利用：あっせん希望であります。

以下、受付番号61番から、5頁の受付番号66番までの6申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は2件です。

議第70号非農地証明願いに係る証明について。

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものであります。7頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係。

受付番号2番、土地の所在：大字東根元原方字諏訪森北●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：原野。地積：5,433 m²、他1筆。

所有者：東根市中央東一丁目●●●●●、●●●●●。

非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無（30年以上前）、転用許可事由：その他非農地であります。

以下、受付番号3番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

きます。8 頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、3 件です。

議第 71 号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。9 頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 95 番、土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：1,809 m²。

譲渡人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足。経営面積：18 a。

譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大。経営面積：519 a であります。

以下、受付番号 96 番から 97 番までの2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は、10 頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1 件であります。

議第 72 号事業計画変更承認申請について。

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する、事務処理について」昭和 51 年 9 月 30 日付け、51 構改 B 第 1939 号農林省構造改善局長通知に該当するので、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係。

受付番号 5 番、当初計画者住所氏名：東根市一本木二丁目 4 番 17 号、株式会社小田島不動産 代表取締役 原谷洋一。職業：不動産業。承継者については、当初計画者と同じであります。

承認を受ける土地の所在：鷺ノ森二丁目●●●●。地目、登記簿：田、現況：宅地。地積：3,576 m²、他 1 筆。

用途、当初：建売分譲、変更後：建築条件付売買予定地となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、3 件です。

議第 73 号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号 56 番、土地の所在：中央南二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。
地積 241 m²。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●、●●●●。職業：農業。
譲受人住所氏名：村山市大字本飯田●●●●、●●●●。職業：会社員。
転用後の主要目的：居宅、駐車場、通路他。所要面積計：241 m²。備考として、所有権移転があります。

以下、受付番号 57 番から 15 頁の受付番号 58 番までの 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、非農地証明願い、事業計画変更承認申請及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。17 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、38 計画です。

議第 74 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 40 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：樹園地、地積：49 m²、他 1 筆。

売人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用。

移転時期：令和 3 年 12 月 27 日。対価、総額：200,000 円。支払い方法：現金。

支払期限：令和 4 年 1 月 16 日。引き渡し時期：令和 4 年 1 月 17 日。買人の耕作面積は 182 a であります。

以下、受付番号 41 番から、20 頁の受付番号 48 番までの 8 申請については、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 222 番、土地の所在：大字東根元東根字六月坂●●●●。地目、登記簿：畑、

現況：樹園地。地積：730 m²。

貸人住所氏名：村山市楯岡荒町一丁目●●●●、●●●●。

借人住所氏名：村山市楯岡新町二丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、
利用目的：樹園地として利用。始期：令和3年12月27日、終期：令和13年12月26日。
賃借料：10 a あたり 6,849 円、10 年再設定。借人の耕作面積は 162 a であります。

以下、受付番号 223 番から、25 頁の受付番号 250 番までの 28 申請については記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 5 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 12 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 3 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 12 月 16 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 95 番及び 97 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 96 番の申請事由は、一括受贈となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 12 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、非農地証明願い 2 件、事業計画変更承認申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 3 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 12 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号 2 番及び 3 番の土地については、付近に耕作されている農地もなく、長年の経過により原野の状態となっている土地でありました。当該地については、非農地証明事務処理要領第 3 条第 5 号、森林の様相を呈しているなど、農地への復元が困難な土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

次に、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号 5 番については、当初、建売分譲を整備する計画でありましたが、この度、建築条件付売買予定地に変更するものであります。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号 56 番及び 58 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 56 番については一般住宅、受付番号 58 番については、宅地分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当。

受付番号 57 番については、農地の規模が 10 ヘクタール以上の区域にあるため、第一種農地となりますが、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから 20 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 73 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、18 番瀬野幸太郎委員が、議第 74 号農用地利用集積計画について、10 番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 20 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7 番 庄子裕絵委員】

7 番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 70 号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要綱第 3 条第 4 号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第 71 号については、経営規模拡大及び一括受贈によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 72 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 73 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしてお

り、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 74 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番 大江正好委員】

1 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 70 号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要綱第 3 条第 4 号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第 74 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【14 番 阿部昇委員】

14 番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 74 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 18 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 19 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 70 号非農地証明願いに係る証明について、議第 71 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 72 号事業計画変更承認申請について、以上、3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 70 号から議第 72 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認すること、許可すること、及び、承認相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 70 号から議第 72 号については、承認すること、許可すること、及び、承認相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 73 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたしますが、その前に、18 番瀬野幸太郎委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 73 号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 73 号については、許可相当との意見を付することに決しました。

18 番瀬野幸太郎委員の復席を求めます。

18 番瀬野幸太郎委員に申し上げます。ただいま、議第 73 号については、許可相当との意見を付することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 74 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 74 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 74 号については、決定することに決しました。

10 番石山一穂委員の復席を求めます。

10 番石山一穂委員に申し上げます。ただいま、議第 74 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、日程第 14、議第 75 号東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会委員の選任について議題といたします。

運営委員会の委員は、東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第 4 条により、農地転用委員会委員長、農地あっせん委員会委員長、及び、会長が指名する委員 6 名の計 8 名の委員で組織することとなっています。

専門委員会として、東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第 5 条により、専門委員会は、農地転用委員会及び農地あっせん委員会があり、会長以外の委員で組織するものとし、定数はそれぞれ 9 名となっており、会長が総会に諮って指名することになっております。

なお、その任期については、同規程第 6 条により、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間となっております。

それでは、これより速やかに各地区委員会を開会し、まずは、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員を選任願います。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各地区委員会において、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員が選任されましたので、その結果を事務局に報告させます。

【岡田事務局長】

それでは、地区委員会にて選任されました農地転用委員並びに農地あっせん委員を報告いたします。

農地転用委員

1 番大江正好委員、2 番本田勝彦委員、3 番門脇功委員、5 番高岡茂雄委員、7 番庄子裕絵委員、13 番栗原洋幸委員、15 番大内恒一委員、16 番小野博委員、18 番瀬野幸太郎委員。

農地あっせん委員

4 番東海林光輝委員、6 番寒河江一浩委員、8 番高岡貞雄委員、9 番仲野孝藏委員、10 番石山一穂委員、11 番吉田好春委員、12 番岡田邦弘委員、14 番阿部昇委員、17 番岡田和敏委員。以上であります。

【議長】

只今、事務局から報告いたしましたとおり、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員は、事務局より報告のとおり指名いたします。

只今、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の委員が選任されました。

各委員会の委員長及び副委員長につきましては、東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第7条により、各委員会において互選することになっております。

従って、これより速やかに農地転用委員会及び農地あっせん委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(各委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を事務局より報告させます。

【岡田事務局長】

互選により決定いたしました、委員長及び副委員長を報告いたします。

農地転用委員会委員長、2番本田勝彦委員、副委員長、3番門脇功委員。

農地あっせん委員会委員長、9番仲野孝藏委員、副委員長、14番阿部昇委員。

以上であります。

【議長】

各委員会の委員長及び副委員長は、只今事務局より報告のとおりであります。

今後1年間、農地転用委員会及び農地あっせん委員会の円滑な運営について、よろしくお願いいたします。

引き続き、運営委員会の委員の選任を行います。それでは6名を指名いたします。

3番門脇功委員、4番東海林光輝委員、7番庄子裕絵委員、10番石山一穂委員、11番吉田好春委員、17番岡田和敏委員、以上6名の委員を運営委員会の委員に指名いたします。

ここで、運営委員会の委員を事務局より報告させます。

【岡田事務局長】

それでは運営委員を報告いたします。

運営委員は、只今会長より指名されました6名の委員と、農地転用委員会委員長、2番本田勝彦委員、農地あっせん委員会委員長、9番仲野孝藏委員の計8名となります。以上です。

【議長】

運営委員会の委員長及び副委員長につきましては、東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第7条により、運営委員会において互選することになっております。従って、これより速やかに運営委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします

(運営委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を事務局より報告させます。

【岡田事務局長】

それでは、運営委員会委員長及び副委員長を報告いたします。

運営委員会委員長、11番吉田好春委員、副委員長、7番庄子裕絵委員。以上であります。

【議長】

運営委員会の委員長及び副委員長は、只今事務局より報告のとおりであります。今後1年間、運営委員会の円滑な運営について、よろしくお願いいたします。以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和3年第12回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時10分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員